大阪市長 平 松 邦 夫 様

(担当:財政局)

大阪市公正職務審査委員会 委員長 辻 公雄

公益通報 (第20-01-27、20-90-23・34、20-15-4号) に関する関係局の対応について

標題について、平成20年7月14日付けで本委員会が実施した勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報について処理を終了します。

記

1 確認内容

(1) 財政局が、次のような調査を行ったこと。

ア 調査について

- (ア)旧税務担当において、平成9~18年度に会計事務を担当していた職員(退職者を含む) から、陳述書(兼誓約書)及び金融機関の口座調査の同意書を徴収した。
- (イ)保存年限内の平成14~18年度のアルバイト賃金及び消耗品費にかかる帳簿類の調査を 実施した。
- (ウ) 平成17・18年において、(ア) の対象者について組織名の肩書きのある口座の有無を区役所付近の金融機関に照会した。
- (エ) 財政局長・税務総長への不適正資金についての意見・情報提供の呼びかけを平成9年度 以降に区役所旧税務担当に在籍した職員に対して行った。

イ 調査結果について

- (ア)調査の結果、北区・福島区・此花区・生野区・鶴見区の旧税務担当において、平成 14 年度以降に総計 731 万円の不適正資金があったことが判明した。
- (イ) 阿倍野区の旧税務担当において、平成 16 年度以前に、一部のアルバイトに対して「年休」と称して、1ヶ月につき1日分のアルバイト賃金を余分に支給していたことが明らかになった。
- (2)情報公開室が、次のような調査を行ったこと。

ア 浪速区の旧税務担当について

- (ア) 平成 14 年 5 月 10 日までに総計 1,561,843 円の不適正資金が捻出されており、平成 19 年 3 月 31 日までに総計 821,843 円が支出されていた。
- (イ) 平成 18 年 12 月末時点で、資金管理用の銀行口座に約 74 万 5 千円の残高があり、それらのうち 74 万円は総務担当課長代理に引き継がれた。また、その他にも旧税務担当の不適正資金と推認される出所不明金が存在していた。

- (ウ)(イ)の資金のうち、総務担当課長代理に引き継がれた資金を除く約 12 万円で平成 19 年に総務課で使う備品・消耗品を購入した。
- (エ) 74 万円を受領した課長代理は、14 万円を自らが保管し、残金の60 万円を部下に資金の 性質を伏せて保管を依頼した。
- (オ) 平成 20 年4月の全庁調査の際に、総務担当課長代理に不適正資金を引きついだ税務担 当係長が不適正資金について申告したが、調査を担当した総務担当課長代理が、この証言 を独断で不採用とした。

イ 東住吉区の旧税務担当について

- (ア) 平成 14 年 4 月 24 日までに総計 1,749,876 円の不適正資金が捻出されており(旧税務担当分 996,955 円、総務担当分 752,921 円)、平成 18 年 3 月 17 日までに総計 283,474 円が支出されていた。
- (イ) その他に不適正資金と推認される現金が発見され、合計約146万円となったが、総務担当課長は、平成20年7月初旬に情報公開室監察部に対して虚偽の報告を行った。
- (3) 今回の調査で新たに判明した事案については、平成20年4月18日までに申告した者に比して過重処分とする方針のもとに、総計98名の職員に対して処分を行ったこと。
- (4) 財政局及び情報公開室でおこなった調査結果を基に、平成20年6月5日の不適正資金問題 調査報告書の考え方により、遡及加算及び公的使用の判定を行った結果、返還総額を9,221,000 円と確定したこと。
- (5)不適正資金問題調査検討委員会によって策定された再発防止策については、不適正資金問題 再発防止策連絡会議において、市全体の再発防止策の検証や進捗管理が行われており、その内 容が公開されていること。

また、平成21年10月1日には、不適正資金問題再発防止策の一環として実施した「計理・契約事務に携わる職員へのアンケート調査」の結果も公表されており、制度の周知及びコンプライアンス意識の向上に継続して努めていること。

(参考) 勧告の内容

- (1) 財政局内部統制責任者による、平成9年度以降に区役所旧税務担当等に在籍経験のある会計事務に携わった職員に対する再調査の実施。
- (2) 東住吉区・浪速区における不適正資金の所在等の確定。
- (3) 不適正資金発覚の際の措置。
- (4) チェック体制の構築と再発防止措置。